令和４年度　第１回　真庭市子ども・子育て会議　次第

日時　　令和４年８月 17 日（水）19:00 から
場所　　真庭市役所　本庁舎　２階大会議室

1　開　　会

2　会長挨拶

3　委員自己紹介

4　子ども・子育て会議について

5　認定こども園設置・運営事業者の選定結果について（報告）

6　議　　題
（１）久世地域における園整備のあり方について

7　そ の 他
（１）真庭市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて
（２）今後の進め方について

8　閉　　会

資料１

真庭市子ども・子育て会議　委員名簿

任期：令和３年７月２７日から令和５年７月２６日まで

（五十音順・敬称略）

	氏　名	現役職等	備考
1	池田　　保	真庭支部小学校ＰＴＡ連合会　会長	（新規）
2	内田　典子	真庭市男女共同参画推進委員会委員	
3	江口　祥彦	真庭市健康福祉部　部長	（新規）
4	川﨑　美名子	真庭市保育協議会　会長	（新規）
5	小谷　彩香	真庭市内の園の保護者会代表（蒜山・美甘・湯原地域）	（新規）
6	佐藤　和順	佛教大学教育学部幼児教育学科教授／岡山県立大学名誉教授	**会長**
7	庄司　憲子	ＮＰＯ法人子育て支援の会サポートあい　理事長	
8	杉本　喜美恵	真庭市愛育委員会　会長	**副会長**
9	髙田　洋一郎	真庭市内の園の保護者会代表（落合・北房地域）	（新規）
10	額田　佳克	岡山県美作県民局福祉振興課　課長	（新規）
11	二若　仁美	真庭商工会　女性部副部長	（新規）
12	前田　浩志	真庭市内の園の保護者会代表（久世・勝山地域）	
13	松尾　浩	真庭支部小学校校長会　会長	（新規）
14	安田　明美	放課後児童クラブ連絡協議会　会長	（新規）

資料２

真庭市子ども・子育て会議の概要について

［条例制定の背景］

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）において、市町村は、特定教育・保育施設などの利用定員を定める際や、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議する際には、審議会その他合議制の機関を置くよう努めることとされています。真庭市においても、同法に基づき、「子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援施策の推進を図るため、令和 3 年 6 月議会定例会で「真庭市子ども・子育て会議条例」を制定しました。

［会議設置の必要性］

真庭市では、若年女性の減少、出生数の減少が進んでおり、誰もが、結婚、出産、仕事をしやすい環境整備が行われるよう、実効性のある少子化対策の総合的な推進が必要とされています。

「真庭市総合戦略」で最重点目標とする若年女性と出生数の増加のためには、子育て支援における具体的な施策を検証しながら実施していく必要があり、また、子育て環境の向上における幼児教育施設の整備については、「真庭市子ども・子育て支援施設整備計画」に基づき、真庭市全体の園整備の方向性、多様化する教育・保育ニーズへの対応について、様々な観点を持った方々の参画により、整備する施設・事業のバランスのあり方を調査・審議しながら進めて行く必要があります。

［会議の役割］

子ども・子育て会議において、以下の事項について調査審議していただきます。

①特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園など)の利用定員の設定

②特定地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育など)の利用定員の設定

③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び見直し

④子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び施策の実施状況

［委員の任期］

２年間

（前任の方が途中で退任された場合、残りの期間が後任の方の期間となります。）

資料３

令和３年度真庭市子ども・子育て会議における審議内容

	日　時	場　所	議　題
第１回	R3.7.27 19 時～	真庭市役所本庁舎 ２階大会議室	(1) 真庭市における幼児教育施設の現状と課題について (2) 今後の会議の進め方について (3) その他
第２回	R3.8.18 19 時～	真庭市役所本庁舎 ２階大会議室	(1) 久世地域における幼児教育施設の在り方について ①意見交換 ②アンケート結果等から (2) その他
第３回	R3.8.25 19 時～	真庭市役所本庁舎 ２階大会議室	(1) 久世地域における幼児教育施設の在り方について（意見交換から） (2) 少人数園の子どもたちの育ちについて (3) ０～２歳児の受け皿の確保について
第４回	R3.10.19 19 時～	真庭市役所本庁舎 ２階大会議室	(1) 久世地域における幼児教育施設整備について（保護者説明・報告会から） (2) その他
第５回	R3.11.19 19 時～	真庭市役所本庁舎 ２階大会議室	(1) 答申（案）について (2) その他
第６回	R4.1.26 19 時～	真庭市役所本庁舎 ２階大会議室	(1) 計画の修正等について (2) 幼児教育施設の充実に向けた基本方針（案）について
第７回	R4.3.23 19 時～	真庭市役所本庁舎 ２階大会議室	(1) 幼児教育施設の充実に向けた基本方針及び公募について (2) ０～２歳児の受け皿確保について

資料４

認定こども園等設置・運営事業者選定結果について

○これまでの経緯について

課題

・保護者ニーズ・価値観の多様化
・施設の老朽化
・０～２歳児の保育需要の増大

提案

新たな民間事業者から久世地域における幼児教育施設の設置に向けての提案

諮問

民間参入の是非も含めた幼児教育施設の整備の方向性を示す必要があり、広く市民から声を聞くため、**真庭市子ども・子育て会議**に諮る

真庭市子ども・子育て会議

答申

①真庭市の目指す教育・保育目標が実現でき、乳幼児期の子どもの育ちを保障していくことができる環境の整備に向けて取り組むこと。
②喫緊の課題である久世地域の幼児教育施設の整備については、新たな民間事業者の参入を含めて検討することにより、**教育・保育の多様性**が担保され、また、乳幼児期における**教育・保育の選択肢**が広がるよう努めること。
➡民間事業者の参入については、安定的に質の高い教育・保育の確保されること ← **選定基準の検討**
③需要が増大している０歳から２歳児の受け皿の確保を推進していくこと。 など

反映

真庭市子ども・子育て支援施設整備計画

【一部改訂】 ・環境の整備に向けた基準の設定 ・0～２歳児の受け皿の確保の方針 を追加

真庭市幼児教育施設の充実に向けた基本方針
～生涯にわたる生きる力の基礎を培うための教育・保育環境の整備

＜位置付け＞
公立園、民間園を問わず真庭市の目指す教育・保育目標の実現に向けた方針

＜考え方＞
◇真庭市ならではの教育・保育の提供
自然豊かな真庭の中でその特徴を活かした教育・保育の提供
◇乳幼児期からの一貫した教育・保育
子ども同士、親同士、地域との繋がりを活かした教育・保育と各ステージにおける連続性を確保

公募

園児数の動向、地域的な条件を考慮し、新たな民間事業者の参入が可能と判断する場合は、公募によるものとし、認可園であることを条件に、設定した基準により選定

・選択肢の拡大 ・多様性の担保 ・課題への対応（施設老朽化、０～２歳の受け皿）

○認定こども園等の公募状況について

＜募集施設＞

①認定こども園　②小規模保育事業所

＜募集期間＞

令和４年２月15日～6月３日（提案書受付開始　５月25日～）

＜募集結果＞

①認定こども園　　１件

②小規模保育事業所　　なし

○認定こども園設置・運営事業者の決定について

＜真庭市認定こども園設置・運営事業者選定に係るプロポーザル審査委員会＞

令和４年７月15日（金）15:00

【審査方法】

・事務局において提出された書面を元に第１次審査を実施。

・事業者提出書面を事前に委員７人（幼児教育について専門知識を有する者、法人等の税務に関する専門知識を有する者、市教育委員会委員、保護者代表者、県職員、市職員）に送付し、事前質問を受け付けた上で、当日、

・20分のプレゼンテーション、質疑応答を行い、委員が評価項目ごとに審査する第２次審査を実施。

・第２次審査については、項目ごとに最上位点と最低位点を除いた平均点を算出。

・第１次・第２次審査の合計点が、総合点200点の６割（120点）を超えたら事業者として選定。

【審査結果】

合計点数	得点	／	配点
第１次審査＋第２次審査	**１４９．４点**	／	２００点

⇒基準点（総合点の６割）を超えているため、審査委員会として相応しい事業者であることを確認した。

＜市長決裁＞

令和４年７月20日（水）審査結果を踏まえて以下のとおり決定

【決定事業者】

事業者	一般社団法人CRED　代表者　河野 誠二
施設名称（仮称）	星のこども園
類型	保育所型認定こども園
定員	122名

※建設用地は、北町公園内を提案

提案内容

応募動機

「変化に対応できる子供を育てたい」公民が連携し
民間のメリットである変化対応力を真庭の子育てに活かします

これまで

大量消費・大量生産を
前提とした
社会・経済システム

社会を変える要因

- 高齢化
- 気候変動
- 格差拡大
- 紛争リスク

社会に求められる要素

- 多様な価値観の許容
- 持続可能資本主義の構築
- 持続可能型技術(Dx,AI)社会実装

2030年以降

持続可能性を追求した
社会・経済システム

運営方針

豊かな人を育て、よりよい社会を創る。

変 化 非認知能力・認知能力の育成

- 自然豊かな環境からの学び
- 地域との関わりからの学び

コミュニケーション 自ら変化し続けられる交流の促進

- 異年齢で刺激しあえる環境
- インクルーシブな環境

環 境 保育者が安定成長できる仕組みの整備

- 業務の効率化
- 地域ボランティアを巻き込んだ支援体制の構築
- 保育者の時間を確保し研修等により質を向上

保育理念・保育方針

＜保育理念＞

自分で考え、
行動する人間力を育てる

＜保育方針＞

1　考える力の育成

2　たくましくやりぬく力の育成

3　人を大切にする心の育成

催し　学びにつながる遊び　対話につながる環境

CREDならではの保育内容

非認知能力に伴う、専門家との連携及び専門資格取得制度の導入

非認知能力の専門家

育みたい9つの力

非認知能力育成資格
(カンコーマナボネクト社)

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの発達専門家との連携

専門家による分析　保育士とのカンファレンス　日常の遊びでの展開

子育て相談窓口の設置、ファイナンシャルプランナーなどとの連携

産前産後ケア　子育て相談　学びの機会提供

独自の取組

1.非認知能力育成に伴う、専門家との連携及び専門資格取得制度の導入

非認知能力について研究を進めている岡山大学全学教育・学生支援機構 中山芳一准教授と連携し、保育者の見取りの実践と振り返りの PDCA サイクルを回し、保育者の見取りの統計分析を行い、保育内容の工夫、改善を行っていきます。

2.理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの発達専門家との連携

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士（以下、専門家）と委託契約を結び、子どもの実態分析を職員間で共有し、必要な援助をチームで行なっていきます。また、専門家の助言に基づいた個別のケアをするとともに、子どもの発育発達に関する保育者の学びを深めます。

連携機関である放課後デイサービスでの体験型研修制度等を実施し、特性、発達に合わせた保育者の関わりを学びます。

3.産前産後・子育て相談員、ファイナンシャルプランナーなどとの連携

＜産前産後・子育て相談＞

家庭との連携の一環として、休日の一般園庭開放等を通じて保護者同士のつながりができる環境を構成し、先輩保護者との交流を促進し子育ての不安軽減に努めます。さらに、相談員（元保育園園長他）を配置し、育児相談だけでなく産前の母親への相談窓口を整備します。

＜保護者ケア＞

また、園庭整備などを保護者と共に行う機会を設け、保護者同士が繋がる活動を行います。その他、保護者向けの教育講演会、相談会の開催、ヨガ、エクササイズなどのセルフトリートメント、ファイナンシャルプランニングなど生活全般に係る相談会を開催し多方面からの保護者支援を行います。

自然を生かした教育・保育の実施
小学校との接続及び、他機関との連携

近隣の自然を活用　子どもの五感を刺激し成長を促進

探求する瞬間を
大切にする

探究心からの行動を
促進

恐れや痛みを感じる
機会を創出

「諦めない心」を育
む

小学校や他機関との連携

小学校との接続
- ・他園と歩調を合わせ小学校へ接続
- ・園児の情報（園内・家庭含む）の引き継ぎ

※保護者同意の
上

小学校との連携

他園との連携
- ・園長会への参加。保育士研修会の積極的な開催と参加促進
- ・職員及び園児の交流を促進する行事の実施

研修会の開催
等

地域との連携
- ・障がい児施設（ピタゴラスなど）との連携
- ・農家・伝統文化事業者などとの積極的な交流
- ・子育て世代の交流機会の創出・促進

ピタゴラスとの連携

SDGs・ゼロエミッション

健康・福祉・教育・働きがい

3. 全ての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに

8. 働きがいも経済成長も

ゼロエミッション・循環型社会構築

太陽光発電の設置

バイオマスエネルギー導入の検討

循環液肥による農作物栽培

施設整備についての考え方①

自然と安全を享受できる場所として北町公園内を提案します

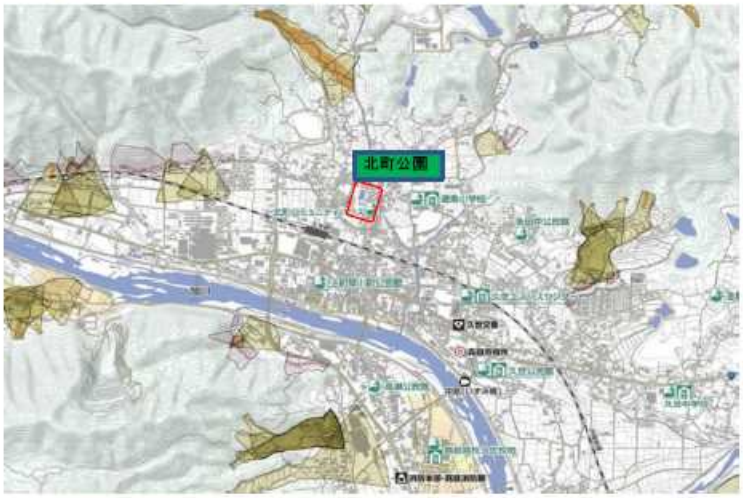

提案理由

- **自然災害の影響を最も受けにくい場所** であること
- **自然が溢れ、人々の交流がしやすい場所** であること
- 久世保育園を利用している **保護者からの要望が多い** こと
- 近隣住民の認識の定着があると考えられる

施設整備についての考え方②

6つの整備ポイント

1. 子どもの"考え行動する思考"を阻害しない場
2. 子どもの個性・特性にあった教育・保育の場
3. 年齢を超えた子ども同士が交流できる場
4. いのちを感じる場
5. 家庭や地域との連携を促す場
6. 保育者にとって働きやすく成長できる場

子どもたちの遊び場を保護者と共に
創造と再生をしていく

小高い築山　砂場　ビオトープ

安心安全対策（不審者・災害時等）

- 監視カメラ及び、防犯カメラ、フェンスの設置
- 災害時において、視認性を考慮した避難経路の確保

施設整備についての考え方③（建物）

ゾーン保育

続きを明日に残せるア
トリエゾーン

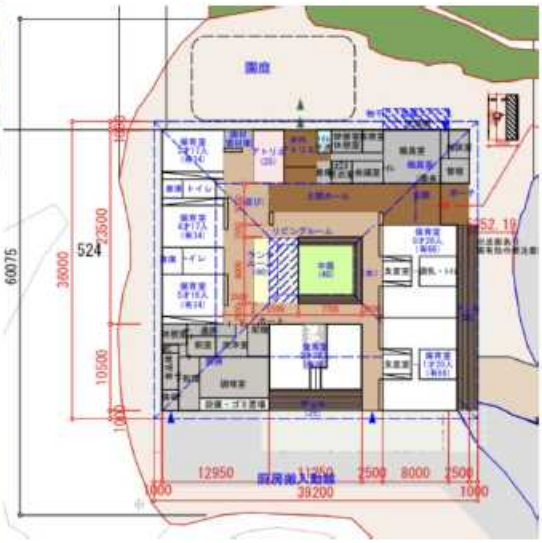

子どもの意欲に繋がる
壁の有効活用

食に興味が持てるよう
調理の様子が見える構造

読み聞かせ等で
集まりやすい構造

組織体制

安定した経営と子育ての実現に向けて
経営と現場マネジメントが互いに議論できる組織を作ります

組織体制

社団理事4名（河野含む経営者）

※主任と保育士28人中18人がすでに入社希望

（人）

	園長	主任	保育士	フリー保育士	栄養士	調理員	保育補助	事務等
常勤職員	1	1	15	0	2	1	1	1
非常勤職員			12			1		
計	1	1	27	0	2	2	1	1

定員設定及び職員配置

（人）

区分	0歳児（3:1）	1歳児（6:1）	2歳児（6:1）	3歳児（20:1）	4歳児（30:1）	5歳児（30:1）	合 計
園児数	12	18	20	24	24	24	122
職員数	4	3	4	2	1	1	15

保護者、地域にとっても価値のある施設を創ります

延長保育及び一時預かりを実施

・19時までとしますが、日頃の保護者との関わりから柔軟な対応をしていきます。

子育て支援活動を実施

・緊急一時預かり保育
・地域子育て支援センター事業
・児童発達支援に係る相談調整事業
・地域団体支援事業

地域住民・組織との連携を実施

・地域住民による園内・園外活動への見守り参加
・学生ボランティア等の受け入れ

開園状況

当法人としては、単に開園時間を延長することが子育て支援に資するとは考えておらず、働き方改革の進展により、保護者の働く時間が短縮し、家庭で保護者と子どもとが十分な時間を過ごすことができる社会の実現が理想だと考えます。一方で働き方の多様化が進む中、柔軟な開園時間の検討も欠かせないものと考えています。開設時にあたっては、一旦、現状の久世保育園と同じ基準とし、開設後に保護者へのアンケート調査を定期的に行うとともに、真庭市担当者様との協議や、子ども・子育て会議のご意見を参考にしながら、柔軟に対応していきます。

開園時間	月～金	7時　30分　～　19時　00分
	土曜日	7時　30分　～　19時　00分
	休　日	時　分　～　時　分
年間教育週数 （1号認定のみ）		39　週
教育標準時間 （1号認定のみ）		9時　00分　～　13時　00分
開園時間		7時　30分　～　19時　00分
長期休暇 （1号認定のみ）	夏季休暇	7月下旬～8月末
	冬季休暇	12月下旬～1月上旬
	春季休暇	3月末～4月始め(1週間程度)

1号認定・・・　7：30～9：00/13：00～17：00　預かり保育

17：00～延長保育（教育標準時以外の時間は別途料金）

2，3号・・・18：30～19：00　延長保育

駐車場についての考え方

職員駐車場と保護者送迎用駐車場を分けることで送迎時の事故防止及び混雑の緩和に努めます。また、駐輪場も設置し、自転車での通園や通勤等に対応します。

※駐車場の配置や送迎スペースについては、今後真庭市と協議をしてまいります。

給食についての考え方

<アレルギー対策について>

厚生労働省が定めた「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」※に基づき、当法人独自の連携・対応マニュアルを作成して、全職員で共有し、徹底したアレルギー対策を講じます。

これに加え、給食 ICT システムを導入し、園児のアレルギーに関する情報を全職員間で共有するとともに、使用食材のアレルギー情報と突合することにより事故を防ぎます。

※参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（抜粋）

【保育所におけるアレルギー対応の基本原則】

○ 全職員を含めた関係者の共通理解の下で、組織的に対応する。

・アレルギー対応委員会等を設け、組織的に対応

・アレルギー疾患対応のマニュアルの作成と、これに基づいた役割分担

・記録に基づく取組の充実や緊急時・災害時等様々な状況を想定した対策

○ 医師の診断指示に基づき、保護者と連携し、適切に対応する。

・生活管理指導表に基づく対応が必須

（※）「生活管理指導表」は、保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な"コミュニケーションツール"。

○ 地域の専門的な支援、関係機関との連携の下で対応の充実を図る。

・自治体支援の下、地域のアレルギー専門医や医療機関、消防機関等との連携

○ 食物アレルギー対応においては安全・安心の確保を優先する

・完全除去対応（提供するか、しないか）

・家庭で食べたことのない食物は、基本的に保育所では提供しない

<食育の推進等>

・栄養士、調理員等がその専門性を活かした食育指導をするなど、「第２次まにわ食育・健康づくり計画」に沿った食育・健康づくりを行なっていきます。

・作り手の顔が見える厨房施設整備を行い、真庭の地場産物を使用するとともに生産者と関わる機会をつくり、生産、調理、食べることのつながりを感じられる「郷育」を行なっていきます。また、ランチルームでみんなで楽しく食べます。

・保護者と情報共有を行いながら、家庭での早寝、早起き、朝ごはんの健康的な生活習慣を促します。

真庭市の保育･教育目標の実現

当法人では、真庭市の保育目標に掲げる「３つの力」を総合的に育むために以下に示す内容を重点におき保育を行います。

＜３つの力を育むための取り組み＞

・一人ひとりの意欲を育むために子どもを一人の人として尊重し受容的で応答的な保育を行います。

・生きる力を育成するために「非認知能力」を伸ばすことに注力した保育方針をあげ、子どもの内面に秘めた力を引き出し、育てる、育むという視点を大切にした保育を実践します。

・子どもが意欲をもち自ら遊ぶ力を育むためには保育内容、環境の充実が重要と考えます。このような保育内容、環境の充実を図るためにも保育者の資質・専門性の向上が必須となります。そのために、保育所内外の研修での自己研鑽をはじめ、保育者・保育所の自己評価、市内幼稚園、学校で取り組まれている学校（園）関係者評価などの仕組みを積極的に取り入れます。

＜３つの力を育むための活動＞

上記の力を育むための指針として、以下の 3 つの活動を基本に、子ども一人ひとりの個性を尊重しながら保育を実践します。

1．催し【遊ぶ力・関わる力】

一日の始まりや終わりの会、職員や園児の誕生日会等の基本的な行事に加え、クリスマスやハロウィン、七夕等の季節ごとの催しを重視し、保育者や園児が主体となって開催します。また、飾り付け等の準備を保護者や地域の方と一緒に行い、地域の一体感が得られる保育を実践します。

2．遊びと学び【遊ぶ力・生きる力】

日々の「様々な遊び」※から子ども達の機微を捉え、学びにつなげていきます。また、外部講師として専門家、昔の遊びに詳しい地域の方などを招き、知らないことを知ることの喜び、驚き、楽しさを感じられる機会を設け、学びに対する意欲を高めます。

※遊びの分類　「参考」発達心理学者パーテーンの分類

・専念しない行動（何もせずにぶらぶらしている）

・傍観者遊び（他の遊びを見ているだけ）

・ひとり遊び

・平行遊び（他の子どものそばで、同じような遊びを展開するが互いに関わり合わない）

・連合遊び（他の子どもと玩具のやりとりをして遊ぶ）

・協同遊び（組織的遊び：共通の目標に向けて仲間関係が組織され役割を持って遊ぶ）

3．サークル対話【関わる力】

お互いのことを尊重する力を育むために、常にサークル（輪）になって対話する保育を実践します。互いの顔を見て、言葉だけでなく感情を共有し合う関係が築かれることで遊びが発展し、活動に深まりがうまれます。そして、当法人に従事する職員においてもサークルになって保育を語り合う時間、場を大切にし、職員同士の対話により人間関係を良好にして、保育の質を高めていきます。

特別な支援を要する子ども及び保護者への対応

①障がい・アレルギー症状のある子ども

<障がいのある子ども>

支援を必要とする子ども及び保護者に対しては、支援体制を整備するとともに、その受け入れについては、市全体の入所調整等に協力し、個々の状態や程度に合わせ、関係機関と連携し必要な支援を実施します。当法人代表の河野は真庭市内にある障害児通所施設４施設のうち３施設（ピタゴラス真庭）を経営しており、高校年齢までの障がいをもった生徒の支援を行なっています。ピタゴラスとの連携を軸に、卒園から就学時にかけて必要な支援が途切れないよう、学校や関連機関との連携を整備していきます。

<アレルギー症状のある子ども>

厚生労働省が定めた「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」※に基づき、当法人独自の連携・対応マニュアルを作成して、全職員で共有し、徹底したアレルギー対策を講じます。

これに加え、給食 ICT システムを導入し、園児のアレルギーに関する情報を全職員間で共有するとともに、使用食材のアレルギー情報と突合することにより事故を防ぎます。

※参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（抜粋）

【保育所におけるアレルギー対応の基本原則】

○ 全職員を含めた関係者の共通理解の下で、組織的に対応する。

・アレルギー対応委員会等を設け、組織的に対応
・アレルギー疾患対応のマニュアルの作成と、これに基づいた役割分担
・記録に基づく取組の充実や緊急時・災害時等様々な状況を想定した対策
○ 医師の診断指示に基づき、保護者と連携し、適切に対応する。
・生活管理指導表に基づく対応が必須
（※）「生活管理指導表」は、保育所におけるアレルギー対応に関する、子どもを中心に据えた、医師と保護者、保育所の重要な"コミュニケーションツール"。
○ 地域の専門的な支援、関係機関との連携の下で対応の充実を図る。
・自治体支援の下、地域のアレルギー専門医や医療機関、消防機関等との連携
○ 食物アレルギー対応においては安全・安心の確保を優先する
・完全除去対応（提供するか、しないか）
・家庭で食べたことのない食物は、基本的に保育所では提供しない

② 虐待等により支援の必要な子の対応

要保護児童への対応は早期に察知し予防する必要があるため、要保護児童対策地域協議会での情報共有に加え、真庭市等の関係機関との協力体制を図ります。また、これらの家庭に対しては、日頃から保護者の気持ちに寄り添い、家庭との信頼関係の構築を基に個別相談等を行っていきます。

要保護児童対策地域協議会で検討の必要がある場合や虐待が疑われる場合には、速やかに市又は児童相談所に通告するなどの対応を図ります。

災害時等の避難

・災害時に速やかに消防計画で定めた避難場所へ避難できるよう、二方向避難を確保するとともに、子どもたちが認識しやすい出入り口とします。災害種別によっては園舎内待機を指示する場合もあるため、園舎内避難場所も定め、地震やゲリラ豪雨等の様々な災害を想定した訓練を毎月１回実施します。

・北町公園は災害時の避難場所であるため、災害発生時における保育サービスの継続や乳幼児のいる家族の避難場所として想定し、常に設備の転倒防止措置等を施し、災害が起こった場合でも子ども並びに乳幼児のいる家族の安全確保ができるよう整備・運営を行います。

資料５

真庭市全体の現状と課題

（「真庭市子ども・子育て支援施設整備計画」より抜粋）

第２章　状況と課題

第１　人口と年少人口の推移及び推計

本市では、人口減少が続いており、今後も減少していくと推計されています。こうした中、年少人口も徐々に減少していくことが推計されています。

区分別人口の推移及び推計

資料	年度	真庭市総人口（人）	年少人口（0～14歳）		高齢人口（65歳以上）	
			人口（人）	割合	人口（人）	割合
国勢調査実績	2010年	48,964	6,150	12.6%	16,441	33.6%
	2015年	46,124	5,519	12.0%	16,938	36.6%
国立社会保障人口問題研究所（Ｈ３０推計）	2020年	43,302	5,017	11.6%	17,195	39.7%
	2025年	40,512	4,529	11.2%	16,803	41.5%
	2030年	37,860	4,183	11.0%	15,953	42.1%
	2035年	35,331	3,842	10.9%	14,834	42.0%
	2040年	32,787	3,561	10.9%	14,069	42.9%
	2045年	30,257	3,294	10.9%	13,236	43.7%

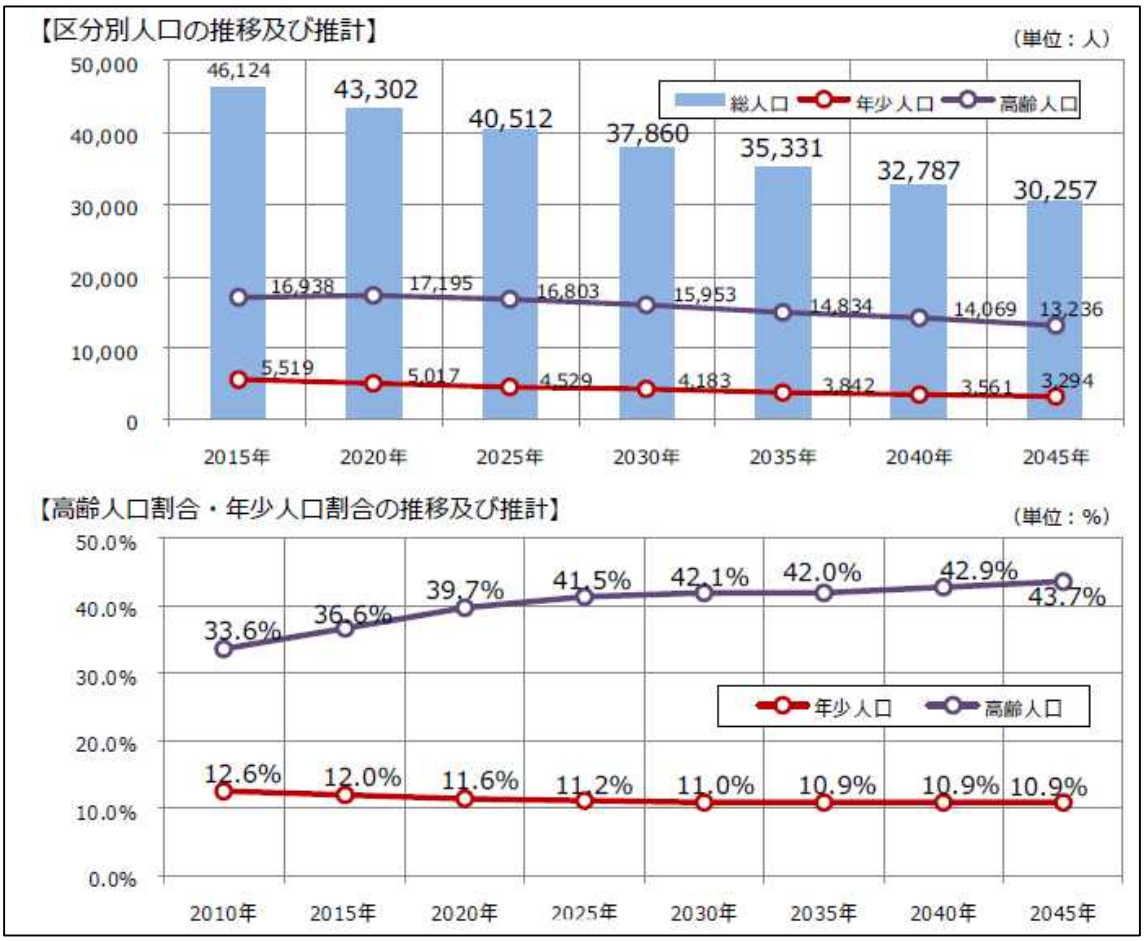

第２　0～5 歳の子ども数と入園児数の推移及び推計

人口減少に伴い、0～5 歳の子ども数も徐々に減少していくことが推計され、入園児数も減少していくことが予測されます。

入園児数の減少は、3 歳未満の子どもの入園率の上昇など、保育需要が拡大傾向にあることから、0～5 歳の子ども数の減少に比べ、緩やかに減少していくことが予測されます。

【0～5 歳の子ども数と入園児数の推移及び推計】

[出典：子育て支援課独自推計]

【3 歳以上と未満の子ども数の推移と推計】

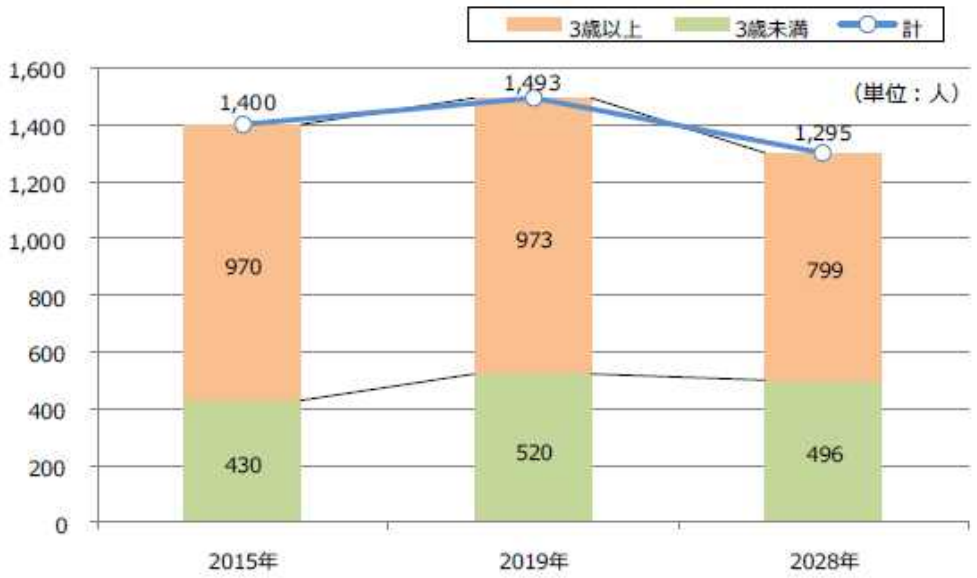

[出典：子育て支援課独自推計]

第３　利用者数の状況

利用者数が 10 人以下から 200 人に近い施設まで規模にバラツキがあります。

番号	地区	施設名	定員（人）			利用者数（人）		
1	北房	北房こども園	幼稚園部	45	180	幼稚園部	10	151
			保育園部	135		保育園部	141	
2	落合	木山こども園	幼稚園部	15	80	幼稚園部	1	64
			保育園部	65		保育園部	63	
3		落合こども園	幼稚園部	50	180	幼稚園部	13	156
			保育園部	130		保育園部	143	
4		美川こども園	幼稚園部	30	90	幼稚園部	7	78
			保育園部	60		保育園部	71	
5		河内こども園	幼稚園部	20	50	幼稚園部	1	39
			保育園部	30		保育園部	38	
6		天の川こども園	幼稚園部	45	180	幼稚園部	14	186
			保育園部	135		保育園部	172	
7	久世	草加部幼稚園			30			4
8		米来こども園	幼稚園部	15	50	幼稚園部	10	21
			保育園部	35		保育園部	11	
9		久世保育園			80			93
10		久世第二保育園			80			105
11		久世こども園	幼稚園部	60	180	幼稚園部	22	111
			保育園部	120		保育園部	89	
12	勝山	月田保育園			60			27
13		富原保育園			45			14
14		勝山こども園	幼稚園部	30	180	幼稚園部	14	141
			保育園部	150		保育園部	127	
15	美甘	美甘こども園	幼稚園部	15	60	幼稚園部	0	7
			保育園部	45		保育園部	7	
16	湯原	湯原こども園	幼稚園部	15	75	幼稚園部	1	53
			保育園部	60		保育園部	52	
17	蒜山	中和保育園			30			10
18		八束こども園	幼稚園部	15	105	幼稚園部	2	90
			保育園部	90		保育園部	88	
19		川上こども園	幼稚園部	20	110	幼稚園部	1	62
			保育園部	90		保育園部	61	
20	久世	愛慈園（民営）			45			44

※利用者数は令和４年１月 20 日現在で把握できる、令和２年度末までの入園状況です。

第４　幼児教育施設の状況

幼児教育施設については、相対的に老朽化が進んでいます。

基準日：令和４年１月１日（経年数順に記載）

番号	地区	施設名	建築年	経年数（年）	構造	面積（㎡）
1	久世	久世保育園	S41.4	55	W	643
2	勝山	富原保育園	S43.3	53	S	616
3	美甘	美甘こども園	S48.3	48	S	586
4	蒜山	川上こども園	S48.3	48	S	739
5	久世	久世第二保育園	S48.8	48	R	592
6	勝山	月田保育園	S49.3	47	R	573
7	蒜山	中和保育園	S50.2	46	R	725
8	蒜山	八束こども園	S51.11	45	R	1,137
9	落合	木山こども園	S53.3	43	R	609
10	勝山	勝山こども園※1	S54.3	42	R	1,177
11	落合	美川こども園※2	S57.2	39	R	617
12	落合	河内こども園	S58.3	38	R	249
13	久世	米来こども園	H6.8	27	R	360
14	久世	久世こども園	H9.2	24	S	999
15	湯原	湯原こども園	H10.3	23	W	492
16	落合	草加部幼稚園	H17.2	16	S	180
17	落合	落合こども園	H19.3	14	S	1,507
18	落合	天の川こども園	H28.3	5	W	1,653
19	北房	北房こども園	H30.3	3	W	1,685

【構造】
R＝鉄筋コンクリート造
S＝鉄骨その他造
W＝木造

※1　勝山こども園：上記とは別に建築年Ｓ60.3（経年数 34 年）の施設があります。
面積は 264 ㎡で面積に含めています。
※2　美川こども園：上記とは別に建築年Ｈ20.3（経年数 11 年）の施設があります。

第３章　課題及びニーズへの対応

第１　課題及びニーズ

（１）幼児教育施設

【課題】

①幼児教育施設の老朽化が進んでいます。衛生面及び安全環境を確保する面からも、新設・改修等が必要です。
②在園児が 10 人以下の施設や 200 人に近い施設があり、集団の育ちの面からも望ましい規模の施設を検討する必要があります。

【ニーズ】

①少子化、核家族化、情報化等、社会の変化を受けて、人々の価値観が多様化している中、乳幼児期における教育・保育においても保護者の価値観は多様で、子どもの育ちも多様になっています。多様な価値観を受け入れる環境が求められています。
②保護者の働き方に応じた、より柔軟な教育・保育サービスの充実が求められています。
・土曜日、日曜日、祝日に利用したい。
（土曜日保育希望者：60%・日曜日、祝日の保育希望者：29%）
・冠婚葬祭や突発的な仕事等の時に子どもを一時的に預けたい。
（一時預かりの希望者：50%）
※各数値は就学前の子どもを持つ保護者 700 人を対象に調査をした結果（回答数 454 人）
③子どもが病気にかかったとき、保護者が仕事を休めず、家庭で保育できない場合でも、安心して子どもを預けることができる場所の拡大が求められています。
④共働き世帯の増加等から 0～3 歳未満の子どもの利用率が増加しており、高まる保育需要に対応する必要があります。
⑤幼児教育・保育の無償化が始まり、乳幼児期における教育・保育に対するニーズは量、質ともに拡大すると見込まれます。
⑥学区内、保護者の勤務先など、市内のどの施設においても同様に、預け入れができることが求められています。

第２　課題及び二ーズへの対応にあたり望まれること

（１）幼児教育施設

【課題に対する対応】

・課題である公営施設の老朽化に対応するためには、新設や改修が考えられますが、新設・改修にかかる経費、また、維持管理費等の施設の運営にかかる経費についても、市財政に与える影響、子ども・子育てへの支援を考慮した施設整備が望まれます。
・幼児教育施設は、集団活動の中で、家庭では体験できない社会、自然、文化等に触れ成長していく場であり、育ちの面からも望ましい規模であることに配慮しつつも、地理的、地域的な状況に配慮した施設整備が望まれます。

【二ーズに対する対応】

・本市では、「多彩な真庭の豊かな生活～真庭ライフスタイル～」の実現を目指して、だれもがライフスタイルを実現できる「まち」づくりを進めています。
　自分のライフスタイルを実現するため、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期である乳幼児期において多様な学び、多様な遊びを経験することが必要です。
　このことから、幼児教育施設も、多様な価値観に基づいて選択できることが望まれます。
・休日保育や一時預かり、病児保育事業など、今後さらに保育ニーズの多様化が予測されることから、より柔軟に対応できる体制の構築が望まれます。
・市内のどの施設においても同様に、子どもの預け入れが可能となることが望まれます。
・地域やNPO法人等による子育て支援や企業による仕事と家庭の両立の支援等、それぞれの立場における子育て支援環境の体制整備が望まれます。
・幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成29年に改訂（改定）され、幼稚園、保育園、認定こども園は「幼児教育を行う施設」として位置づけられており、小学校教育との接続を意識した、さらなる教育・保育の質の向上が望まれます。
・保育需要が増大している０歳から２歳児の受け皿確保を視野に入れた幼児教育施設の整備が望まれます。

第４章　施設整備の基本的な方向性

～乳幼児期における教育・保育の選択肢を広げる～

①幼児教育施設

・認定こども園の設置等により、市内のどの施設においても同様に、子どもの預け入れを可能とすることで、教育・保育環境の向上を図る

・公営及び民営の施設がそれぞれの役割を担い相互に協力することで教育・保育環境の向上を図る

第１　幼児教育施設の基本的な考え方

（１）基本的な考え方

平成 27 年４月にスタートした子ども・子育て支援新制度では、乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとされており、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供を行うため認定こども園の普及が図られており、乳幼児期における教育及び保育は、人格形成の基礎を培う重要なものであるとされています。

今般、保護者の価値観も多様化しており、子どもの育ちも多様になっています。また、共働き世帯の増加等により保育需要は高まり、保育ニーズも多様化しています。

こうした現状、課題及びニーズに対応するため、従来からの方針である認定こども園の設置等を推進するとともに、施設整備の検討にあたっては、子どもの多様な育ちを支援し多様化する保護者の教育・保育ニーズにも配慮することを基本としながら、今後の園児数の動向、市財政、地域的、地理的な条件を考慮したうえで、新たな民間事業者の参入も視野に入れ、乳幼児期における教育・保育の選択肢を広げ、教育・保育環境の向上を図るものです。

（2）公営及び民営の役割

公営及び民営の施設がそれぞれの役割を担い協力することで、多様な教育・保育ニーズに対応します。また、公営と民営の園が連携・交流を図るなどし、相互に切磋琢磨することで、教育・保育の質の向上を図ります。

・公営の施設の役割

乳幼児期における教育及び保育が非常に重要であるとの認識のもと、本市では、その役割を公営で担っています。

今後も、地域全体のバランスを考え、中心的な役割を担っていきます。

・民営の施設の役割

特色ある教育・保育を展開し、より柔軟に多様なニーズに対応する役割を担います。

（3）施設整備方針

施設整備の検討にあたっては、子どもの多様な育ちを支援し多様化する保護者の教育・保育ニーズにも配慮することを基本としながら、今後の園児数の動向、施設の老朽化及び安全性を重要な指標とするとともに、市財政、地域的、地理的などの様々な条件についても考慮したうえで、新たな民間事業者の参入も視野に入れていきます。

真庭市の目指す教育・保育目標である「のびのびと心豊かに意欲をもって生活する子どもの育成」が実現でき、乳幼児期の子どもの育ちを保障していくことができる環境の整備に向けて基準を設定します。

民間事業者の参入にあたっては、認可園とし、安定的に質の高い教育・保育の確保ができることを要件のひとつとします。

保育需要が増大している0歳から2歳児については、多様な主体による小規模保育事業等への取組を推進していきます。

資料６

【久世地域】

［出典：子育て支援課独自推計］

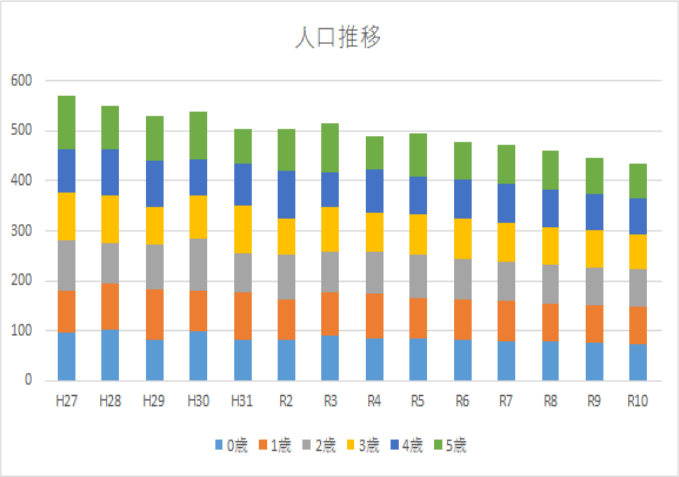

人口推移

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H27	95	84	100	95	87	108	569
H28	101	93	80	95	93	87	549
H29	79	101	91	74	93	90	528
H30	98	79	105	87	73	94	536
H31	80	95	78	97	84	69	503
R2	81	79	92	71	96	82	501
R3	89	86	82	88	69	99	513
R4	84	88	85	77	86	67	487
R5	82	83	87	80	76	84	492
R6	80	81	82	81	78	75	477
R7	78	79	80	77	79	76	469
R8	76	77	78	75	75	77	458
R9	75	75	76	73	73	73	445
R10	73	74	74	71	71	71	434

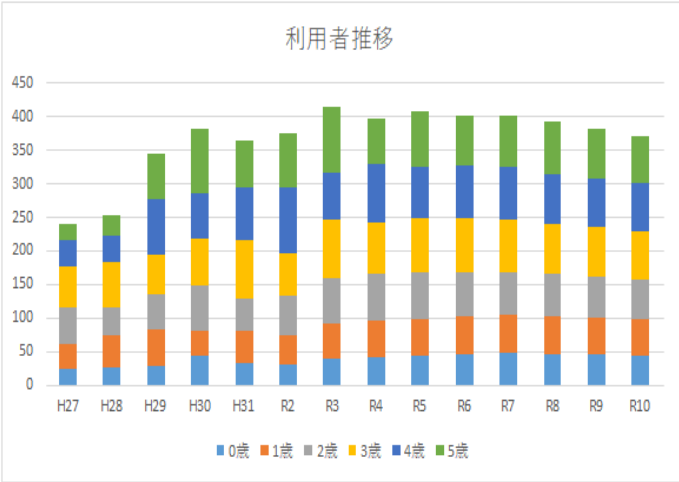

利用者推移

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
H27	24	36	55	61	38	26	240
H28	26	47	42	67	39	32	253
H29	28	55	52	59	82	68	344
H30	43	37	68	70	67	96	381
H31	33	48	46	88	79	70	364
R2	29	45	58	63	98	81	374
R3	39	53	66	88	69	99	414
R4	40	56	69	77	86	67	395
R5	42	55	70	80	76	84	407
R6	45	56	66	81	78	75	401
R7	47	56	65	77	79	76	400
R8	46	55	63	75	75	77	391
R9	45	54	62	73	73	73	380
R10	44	53	60	71	71	71	370

各園の状況（R2年度実績）

		（利用）	（定員）
久世保育園		93	80
久世第二保育園		105	80
久世こども園（幼保連携型）	保育園部	89	120
	幼稚園部	22	60
	計	111	180

		（利用）	（定員）
米来こども園（幼保連携型）	保育園部	17	35
	幼稚園部		15
	計	17	50
草加部幼稚園		4	30
愛慈園		44	40

地域全体の状況（R2年度実績と今後の見込）

R２年度末（実績）	
全体（374／455）	
３上	242
３未	132
（0～5歳人口　501）	

R５年度末（見込）	
全体（407／460）	
３上	240
３未	167
（0～5歳人口　492）	

R10年度末（見込）	
全体（370／460）	
３上	213
３未	157
（0～5歳人口　434）	

課題・分析

・0～5歳児の人口減少のスピードは緩やか。
・3歳未満の利用者については当面、増加が見込まれる。
・保育園部の利用ニーズが高い。
・久世保育園と第二保育園については、老朽化が進んでいる。

資料７

真庭市園マップ

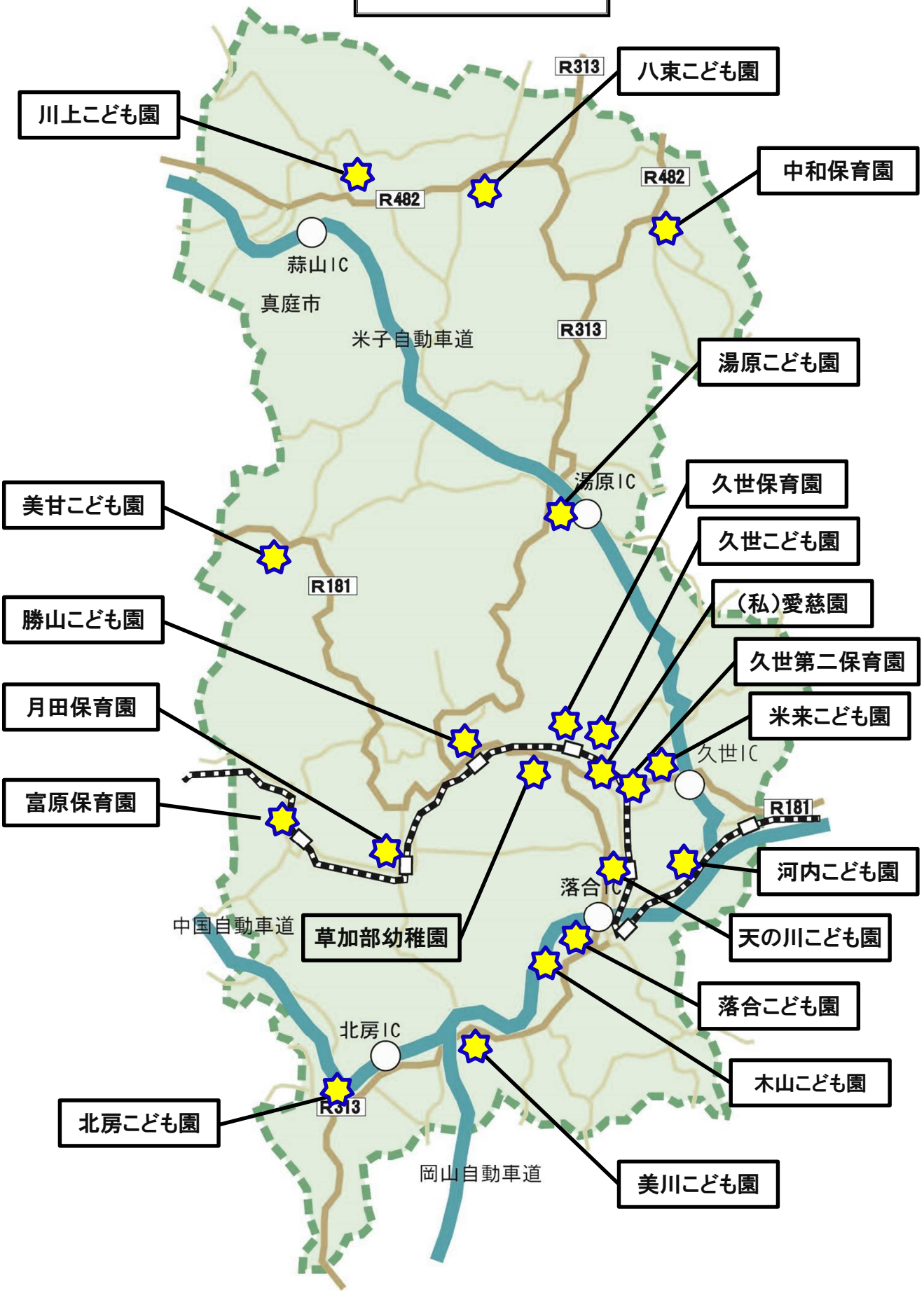
八束こども園
川上こども園
中和保育園
湯原こども園
久世保育園
久世こども園
（私）愛慈園
久世第二保育園
米来こども園
美甘こども園
勝山こども園
月田保育園
富原保育園
河内こども園
天の川こども園
草加部幼稚園
落合こども園
木山こども園
北房こども園
美川こども園
R313
R482
R181
蒜山IC
真庭市
米子自動車道
湯原IC
久世IC
落合IC
中国自動車道
北房IC
岡山自動車道

資料８

【久世保育園】　建築年：昭和 41 年　※自園調理

部	定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
保育園部	80	4	24	23	24	19	13	107
幼稚園部	－	－	－	－	－	－	－	－
計	80	4	24	23	24	19	13	107

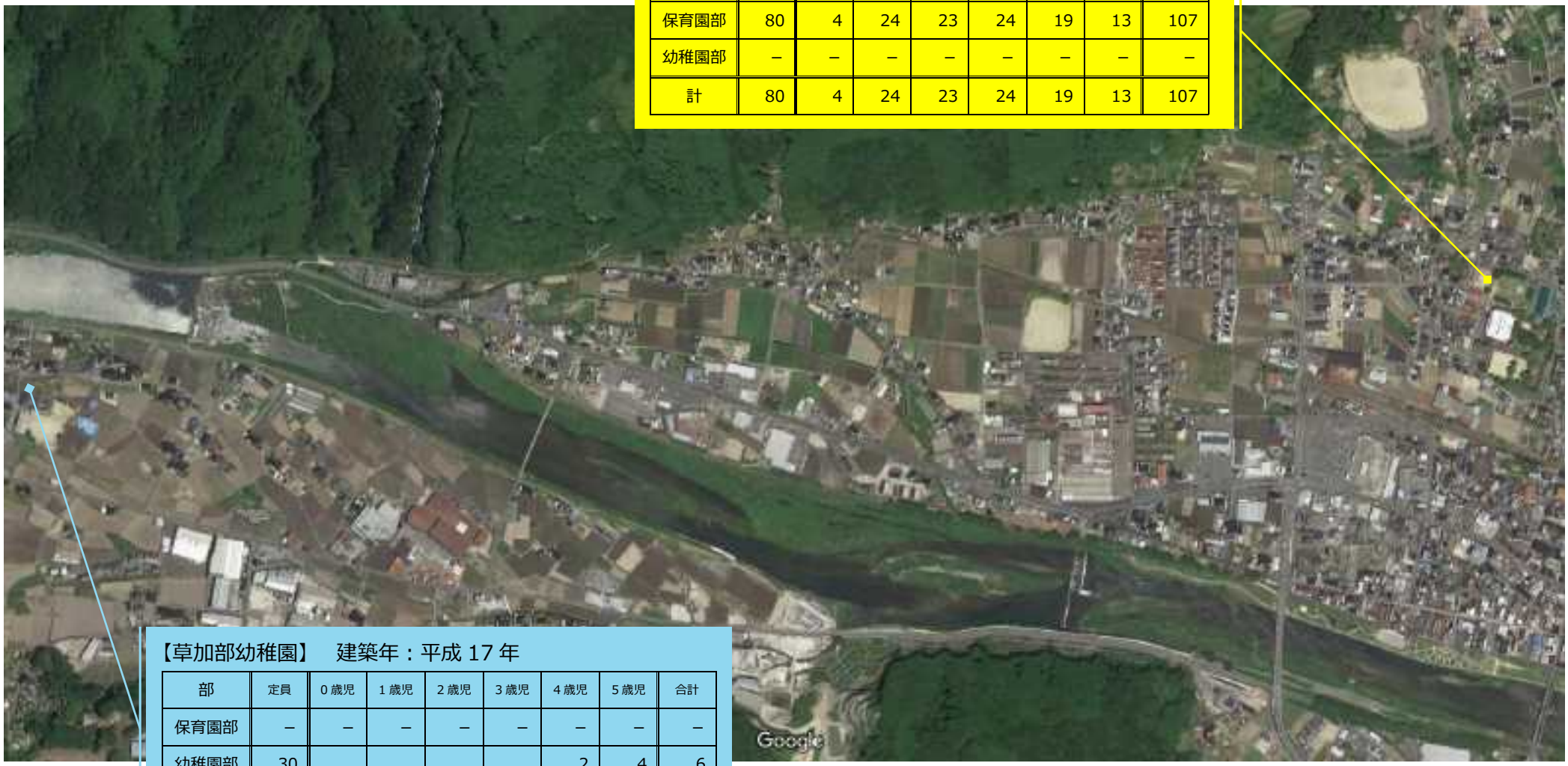

【草加部幼稚園】　建築年：平成 17 年

部	定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
保育園部	－	－	－	－	－	－	－	－
幼稚園部	30					2	4	6
計	30					2	4	6

※令和４年８月１日現在